

意匠法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備及び経過措置等に関する省令 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)(第一条関係)	1
意匠法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十二号)(第三条関係)	3
特許登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十三号)(第五条関係)	8
電気用品安全法施行規則(昭和三十七年通商産業省令第八十四号)(第六条関係)	9
経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令(昭和四十九年通商産業省令第十八号)(第七条関係)	10
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号)(第八条関係)	11
計量法施行規則(平成五年通商産業省令第六十九号)(第九条関係)	18
特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)(第十条関係)	19
工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令(平成八年通商産業省令第六十四号)(第十一条関係)	20
弁理士法施行規則(平成十二年通商産業省令第四百十一号)(第十三条関係)	22

を述べさせる場合について、第五十八条の十七の規定は特許法
第五十一条において準用する民事訴訟法第二百七十八条の規
定により鑑定人の意見の陳述に代えて書面の提出をさせる場合
について、第五十八条の十八の規定は受命審判官が鑑定人に意
見を述べさせる場合について準用する。

を述べさせる場合について、第五十八条の十七の規定は特許法
第五十一条において準用する民事訴訟法第二百七十八条の規
定により鑑定人の尋問に代えて書面の提出をさせる場合につい
て、第五十八条の十八の規定は受命審判官が鑑定人に意見を述
べさせる場合について準用する。

改 正 案	現 行
<p>第九条の二 意匠法第四十二条第一項第一号の規定による第一年度の登録料の納付について登録料を納付しようとする者（登録料を納付しようとする者が意匠登録出願人（その者の代理人を含む。）と同一の者である場合に限る。）が同号の規定による第一年度の登録料の納付と同時に同法第十四条第一項の規定による請求をしようとする場合は、当該登録料納付書に必要な事項を記載して同条第二項各号に掲げる事項を記載した書面の提出を省略することができる。</p> <p>（手続補正書の様式等）</p> <p>第十五条 手続の補正のうち、様式第一から様式第十二まで若しくは様式第十四、第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七條の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八條の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八條の三に規定する様式第四十又は第十九條第七項において準用する特許法施行規則第四十八條の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八條第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八條の二第三項</p>	<p>（手続補正書の様式等）</p> <p>第十五条 手続の補正のうち、様式第一から様式第十二まで若しくは様式第十四、第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、第十九条第二項において準用する特許法施行規則第二十七條の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八條の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八條の三に規定する様式第四十又は第十九條第六項において準用する特許法施行規則第四十八條の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八條第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八條の二第三項</p>

に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七第二項に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十四により、それ以外の手続の補正は様式第十五によりしななければならない。

2
2) 4 (略)

(登録料納付書の様式等)

第十八条 (略)

2 前項の納付書には、第十九条第一項において準用する特許法施行規則第一条第三項の規定にかかわらず、納付者の印を押すことを要しない。ただし、第九条の二の規定により、当該登録料納付書に必要な事項を記載して意匠法第十四条第二項各号に掲げる事項を記載した書面の提出を省略する場合は、この限りでない。

3 (略)

(特許法施行規則の準用)

第十九条 特許法施行規則第一章(総則)(第四条の三第一項第四号、第五号及び第十四号並びに第三項第七号、第十一条、第十一条の二、第十三条の二並びに第十三条の三を除く。)の規定は、意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同規則第四条の二第一項及び第九条第一項中「及び拒絶査定不服審判」とあるのは、「及び拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第四条の三第一項中「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願(もとの特許出願の代理人による場合を除く。)」とあるのは、「三 意匠法第十条の二第一項又は第十七条の三第一項(同法第五十条第一項(同法第五十七条第一項において準用する場合を含む。))

に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七第二項に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十四により、それ以外の手続の補正は様式第十五によりしななければならない。

2
2) 4 (略)

(登録料納付書の様式等)

第十八条 (略)

2 前項の納付書には、第十九条第一項において準用する特許法施行規則第一条第三項の規定にかかわらず、納付者の印を押すことを要しない。

3 (略)

(特許法施行規則の準用)

第十九条 特許法施行規則第一章(総則)(第四条の三第一項第四号、第五号及び第十四号並びに第三項第七号、第十一条、第十一条の二、第十三条の二並びに第十三条の三を除く。)の規定は、意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同規則第四条の二第一項及び第九条第一項中「及び拒絶査定不服審判」とあるのは、「及び拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第四条の三第一項中「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願(もとの特許出願の代理人による場合を除く。)」とあるのは、「三 意匠法第十条の二第一項又は第十七条の三第一項(同法第五十条第一項(同法第五十七条第一項において準用する場合を含む。))

（において準用する場合を含む。）の規定による意匠登録出願（もとの意匠登録出願の代理人による場合を除く。）と、
九 審判の請求（拒絶査定不服審判を除く。）とあるのは、「
九 審判の請求（拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判を除く。）」と、第八条第二項、第九条の二、第九条の三第二項及び第十一条の五中、「拒絶査定不服審判」とあるのは、「拒絶査定不服審判若しくは補正却下決定不服審判」と、第十条中、「特許法第三十条第四項」とあるのは、「意匠法第四条第三項」と、「、特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十五条第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十条の五第二項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第十九条第三項前段」とあるのは、「又は意匠法施行規則第十八条第三項前段」と、「、特許法施行令第十五条第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第三項前段」とあるのは、「又は意匠法施行規則第十八条第三項前段」と、第十一条の四中、「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十二、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の二、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十

（において準用する場合を含む。）の規定による意匠登録出願（もとの意匠登録出願の代理人による場合を除く。）と、
九 審判の請求（拒絶査定不服審判を除く。）とあるのは、「
九 審判の請求（拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判を除く。）」と、第八条第二項、第九条の二、第九条の三第二項及び第十一条の五中、「拒絶査定不服審判」とあるのは、「拒絶査定不服審判若しくは補正却下決定不服審判」と、第十条中、「特許法第三十条第四項」とあるのは、「意匠法第四条第三項」と、「、特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十五条第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十条の五第二項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第十九条第三項前段」とあるのは、「又は意匠法施行規則第十八条第三項前段」と、「、特許法施行令第十五条第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第三項前段」とあるのは、「又は意匠法施行規則第十八条第三項前段」と、第十一条の四中、「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十二、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の二、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十

五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五」とあるのは、「意匠法施行規則様式第一から様式第五まで、様式第九から様式第十二まで若しくは様式第十四、意匠法施行規則第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の第二項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の第二項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、意匠法施行規則第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は意匠法施行規則第十九条第七項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七第二項に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、第十三条第四項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第十四条第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

2 | 手続をした者は、前項において準用する特許法施行規則第九条の二第一項又は第二項に規定する届出をすることなく、新た

五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五」とあるのは、「意匠法施行規則様式第一から様式第五まで、様式第九から様式第十二まで若しくは様式第十四、意匠法施行規則第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の第二項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の第二項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、意匠法施行規則第十九条第二項において準用する特許法施行規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は意匠法施行規則第十九条第六項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七第二項に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、第十三条第四項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第十四条第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

な代理人により第九条の二の規定に基づき意匠法第四十二条第一項第一号の規定による第一年分の登録料の納付と同時に同法第十四条第一項の規定による請求をしようとするときは、前項において準用する特許法施行規則第四条の三第三項ただし書の規定にかかわらず、その代理人の代理権は、書面をもつて証明しなければならない。

3|
8| (略)

2|
7| (略)

特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）（第五条関係）

改正案	現行
<p>（課税標準の価格の記載） 第十二条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第十三号(三)及び(五)に掲げる事項の登録を申請するときは、申請書に課税標準の価格を記載しなければならない。</p>	<p>（課税標準の価格の記載） 第十二条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第十三号(三)に掲げる事項の登録を申請するときは、申請書に課税標準の価格を記載しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>(表示の方式) 第十七条 (略)</p> <p>2 前項の規定により表示すべき届出事業者又は検査機関の氏名又は名称については、その者が経済産業大臣の承認を受け、又は経済産業大臣に届け出た場合限り、その承認を受けた略称又は届け出た登録商標(商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第二条第五項の登録商標をいう。)を用いることができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(表示の方式) 第十七条 (略)</p> <p>2 前項の規定により表示すべき届出事業者又は検査機関の氏名又は名称については、その者が経済産業大臣の承認を受け、又は経済産業大臣に届け出た場合限り、その承認を受けた略称又は届け出た登録商標(商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第二条第二項の登録商標をいう。)を用いることができる。</p> <p>3 (略)</p>

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十九年通商産業省令第十八号）（第七条関係）

改 正 条 案	現 行								
<p>別表第1（第3条、第5条、第14条第1項関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1145 232 1228 651">特定製品の区分</th> <th data-bbox="1145 651 1228 1070">技術上の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="300 232 1145 651"> <p>1. 乳幼児用ベッド（主として家庭において出生後24月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限り、揺動型のものを除く。以下「乳幼児用ベッド」という。）</p> </td> <td data-bbox="300 651 1145 1070"> <p>1～19（略） 20① 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標（商標法（昭和34年法律第127号）第2条第5項の登録商標をいう。以下同じ。）をもって代えることができる。 ②（略）</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2.～6.（略）</p>	特定製品の区分	技術上の基準	<p>1. 乳幼児用ベッド（主として家庭において出生後24月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限り、揺動型のものを除く。以下「乳幼児用ベッド」という。）</p>	<p>1～19（略） 20① 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標（商標法（昭和34年法律第127号）第2条第5項の登録商標をいう。以下同じ。）をもって代えることができる。 ②（略）</p>	<p>別表第1（第3条、第5条、第14条第1項関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1145 1133 1228 1552">特定製品の区分</th> <th data-bbox="1145 1552 1228 1971">技術上の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="300 1133 1145 1552"> <p>1. 乳幼児用ベッド（主として家庭において出生後24月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限り、揺動型のものを除く。以下「乳幼児用ベッド」という。）</p> </td> <td data-bbox="300 1552 1145 1971"> <p>1～19（略） 20① 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標（商標法（昭和34年法律第127号）第2条第2項の登録商標をいう。以下同じ。）をもって代えることができる。 ②（略）</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2.～6.（略）</p>	特定製品の区分	技術上の基準	<p>1. 乳幼児用ベッド（主として家庭において出生後24月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限り、揺動型のものを除く。以下「乳幼児用ベッド」という。）</p>	<p>1～19（略） 20① 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標（商標法（昭和34年法律第127号）第2条第2項の登録商標をいう。以下同じ。）をもって代えることができる。 ②（略）</p>
特定製品の区分	技術上の基準								
<p>1. 乳幼児用ベッド（主として家庭において出生後24月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限り、揺動型のものを除く。以下「乳幼児用ベッド」という。）</p>	<p>1～19（略） 20① 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標（商標法（昭和34年法律第127号）第2条第5項の登録商標をいう。以下同じ。）をもって代えることができる。 ②（略）</p>								
特定製品の区分	技術上の基準								
<p>1. 乳幼児用ベッド（主として家庭において出生後24月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限り、揺動型のものを除く。以下「乳幼児用ベッド」という。）</p>	<p>1～19（略） 20① 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標（商標法（昭和34年法律第127号）第2条第2項の登録商標をいう。以下同じ。）をもって代えることができる。 ②（略）</p>								

改正案	現行
<p>（特定手続の指定）</p> <p>第十条 法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。以下「特定手続」という。）とする。</p> <p>一～二十三（略）</p> <p>二十四 意匠法第十四条第三項の規定による秘密にすることを請求した期間の延長又は短縮の請求</p> <p>二十五・二十六（略）</p> <p>二十七 拒絶査定等に対する審判に係る手続であつて、次に掲げるもの（八からりまで及びㄗからツまでに掲げるものにあつては、証拠保全に係るものを除く。）</p> <p>イ）ル（略）</p> <p>ㄱ） 特許法施行規則第五十条第三項（意匠法施行規則第十九条第七項及び商標法施行規則第二十二條第八項において準用する場合を含む。）の規定による証拠説明書の提出</p> <p>ㄴ） 特許法施行規則第五十一條第一項（意匠法施行規則第十九条第七項及び商標法施行規則第二十二條第八項において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出</p> <p>ㄷ） 特許法施行規則第五十八條の二第一項（意匠法施行規則第十九条第七項及び商標法施行規則第二十二條第八項において準用する場合を含む。）の規定による尋問事項書の提出</p> <p>ㄹ） 特許法施行規則第五十八條の十七第一項（意匠法施行規則第十九条第六項及び商標法施行規則第二十二條第八項において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出</p> <p>ㄺ） 特許法施行規則第六十條第一項（意匠法施行規則第十九条第六項及び商標法施行規則第二十二條第八項において準</p>	<p>（特定手続の指定）</p> <p>第十条 法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。以下「特定手続」という。）とする。</p> <p>一～二十三（略）</p> <p>二十四 意匠法第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した期間の延長又は短縮の請求</p> <p>二十五・二十六（略）</p> <p>二十七 拒絶査定等に対する審判に係る手続であつて、次に掲げるもの（八からりまで及びㄗからツまでに掲げるものにあつては、証拠保全に係るものを除く。）</p> <p>イ）ル（略）</p> <p>ㄱ） 特許法施行規則第五十条第三項（意匠法施行規則第十九条第六項及び商標法施行規則第二十二條第八項において準用する場合を含む。）の規定による証拠説明書の提出</p> <p>ㄴ） 特許法施行規則第五十一條第一項（意匠法施行規則第十九条第六項及び商標法施行規則第二十二條第八項において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出</p> <p>ㄷ） 特許法施行規則第五十八條の二第一項（意匠法施行規則第十九条第六項及び商標法施行規則第二十二條第八項において準用する場合を含む。）の規定による尋問事項書の提出</p> <p>ㄹ） 特許法施行規則第五十八條の十七第一項（意匠法施行規則第十九条第六項及び商標法施行規則第二十二條第八項において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出</p> <p>ㄺ） 特許法施行規則第六十條第一項（意匠法施行規則第十九条第六項及び商標法施行規則第二十二條第八項において準</p>

用する場合を含む。)の規定による鑑定の申出

レ 特許法施行規則第六十条第一項(意匠法施行規則第十九条第七項及び商標法施行規則第二十二條第八項において準用する場合を含む。)の規定による鑑定を求め事項を記載した書面の提出

ソ 特許法施行規則第六十一条の十一(意匠法施行規則第十九条第七項及び商標法施行規則第二十二條第八項において準用する場合を含む。)の規定による書面の提出

ツ 特許法施行規則第六十二条第一項(意匠法施行規則第十九条第七項及び商標法施行規則第二十二條第八項において準用する場合を含む。)の規定による検証の申出
二十八(六十 (略)

(発明の新規性の喪失の例外的規定の適用を受けようとする場合の手続等)

第十二条 電子情報処理組織を使用して又は第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行う者は、次の表の上欄に掲げる手続の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書面の提出に代えて、特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願若しくは防護標章登録出願の願書又は登録料納付書に同表の下欄に掲げる記載事項その他必要な事項を記録しなければならぬ。

手続の区分	書面	記載事項
(略)	(略)	(略)

用する場合を含む。)の規定による鑑定の申出

レ 特許法施行規則第六十条第一項(意匠法施行規則第十九条第六項及び商標法施行規則第二十二條第八項において準用する場合を含む。)の規定による鑑定を求め事項を記載した書面の提出

ソ 特許法施行規則第六十一条の十一(意匠法施行規則第十九条第六項及び商標法施行規則第二十二條第八項において準用する場合を含む。)の規定による書面の提出

ツ 特許法施行規則第六十二条第一項(意匠法施行規則第十九条第六項及び商標法施行規則第二十二條第八項において準用する場合を含む。)の規定による検証の申出
二十八(六十 (略)

(発明の新規性の喪失の例外的規定の適用を受けようとする場合の手続等)

第十二条 電子情報処理組織を使用して又は第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行う者は、次の表の上欄に掲げる手続の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書面の提出に代えて、特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願又は防護標章登録出願の願書に同表の下欄に掲げる記載事項その他必要な事項を記録しなければならぬ。

手続の区分	書面	記載事項
(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第十條第十五号に規定する手続（登録料納付書に必要な事項を記録して登録料の納付と同時に意匠法第十四条第一項の規定による請求をしよとする場合にあっては、登録料を納付しようとする者が意匠登録出願人（その者の代理人を含む。）と同一の者である場合に限る。）	(略)	(略)

（暗証番号の入力等）

第十三条 電子情報処理組織を使用して第十條の規定による特定手続を行う者（代理人により当該特定手続を行うときは、その代理人）は、次の各号のいずれかの方法によりその特定手続を行わなければならない。ただし、同条第五号の規定による特定手続（外国語による国際出願に限る。）及び同条第五十九号の規定による特定手続にあっては次の第一号に掲げる方法により、その特定手続を行わなければならない。

- 一 インターネットを利用して特定手続を行う者にあつては、識別番号を電子計算機から入力し（第十條の二第二項ただし書に規定する特許庁長官が定める場合は、この限りでない。）、かつ、同条第一項の規定により入力する事項に係る情報

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第十條第十五号に規定する手続	(略)	(略)

（暗証番号の入力等）

第十三条 電子情報処理組織を使用して第十條の規定による特定手続を行う者（代理人により当該特定手続を行うときは、その代理人）は、次の各号のいずれかの方法によりその特定手続を行わなければならない。ただし、同条第五号の規定による特定手続（外国語による国際出願に限る。）及び同条第五十九号の規定による特定手続にあっては次の第一号に掲げる方法により、その特定手続を行わなければならない。

- 一 インターネットを利用して特定手続を行う者にあつては、識別番号を電子計算機から入力し（第十條の二第二項ただし書に規定する特許庁長官が定める場合は、この限りでない。）、かつ、同条第一項の規定により入力する事項に係る情報

に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行い、当該電子署名に係る次に掲げるいずれかの電子証明書（第十条第五号の規定による特定手続を行う者にあつては、次のイ又は八に掲げる電子証明書に限る。）と併せて送信する方法

イ（略）

ロ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する電子証明書

ハ イ及びロに掲げるもののほか、特許庁長官が告示で定める電子証明書

二（略）

（物件の提出）

第十九条 電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、特許関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている次に掲げる物件を、第十条の二第一項に規定する事項の入力の後第二十条で定める期間内に、特許庁に提出しなければならない。

一（七）（略）

八 特許法施行規則第二十七条第一項（実用新案法施行規則第二十三条第四項、意匠法施行規則第十九条第三項及び商標法施行規則第二十二條第四項において準用する場合を含む。）の規定により提出すべき届出人の権利について持分の定めがあること、特許法第七十三条第二項（実用新案法第二十六条、意匠法第三十六条及び商標法第三十五条（同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の定めがあること、又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百五十六條第一項ただし書の契約があることを証明する書面

九 特許法施行規則第二十七条第三項（実用新案法施行規則第

に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行い、当該電子署名に係る次に掲げるいずれかの電子証明書と併せて送信する方法

イ（略）

ロ イに掲げるもののほか、特許庁長官が告示で定める電子証明書

二（略）

（物件の提出）

第十九条 電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、特許関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている次に掲げる物件を、第十条の二第一項に規定する事項の入力の後第二十条で定める期間内に、特許庁に提出しなければならない。

一（七）（略）

八 特許法施行規則第二十七条第一項（実用新案法施行規則第二十三条第四項、意匠法施行規則第十九条第二項及び商標法施行規則第二十二條第四項において準用する場合を含む。）の規定により提出すべき届出人の権利について持分の定めがあること、特許法第七十三条第二項（実用新案法第二十六条、意匠法第三十六条及び商標法第三十五条（同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の定めがあること、又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百五十六條第一項ただし書の契約があることを証明する書面

九 特許法施行規則第二十七条第三項（実用新案法施行規則第

二十三条第四項、意匠法施行規則第十九条第三項及び商標法施行規則第二十二條第四項において準用する場合を含む。）又は特許法施行規則第二十七條第四項（実用新案法施行規則第二十三條第四項において準用する場合を含む。）の規定により提出すべき特許出願人の権利について持分の定めがあることを証明する書面

十 十三（略）

十四 特許法施行規則第五十條第一項（意匠法施行規則第十九條第七項及び商標法施行規則第二十二條第八項において準用する場合を含む。）の規定により提出すべき証拠物件

十五 十八（略）

2 4（略）

（特定通知等の指定）

第二十三條の四 法第五條第一項の經濟産業省令で定める通知又は命令は、次に掲げる通知又は命令（別表第一の第二欄に掲げる手続に係る同表の第四欄に掲げる通知又は命令を除く。）とする。

一 八（略）

九 特許法第五十條の二（同法第五十九條第二項及び第六十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知

十 十二（略）

十三 特許法第三十七條第一項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）又は特許法第四十四條の二第一項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による審判官又は審判書記官の指定に関する特許法施行規則第四十八條第二項（意匠法施行規則第十九條第七項及び商標法施行規則第二十二條第八項において準用する場合を含む。）に規定する指定又は変更の通知（拒絶査定等に対する審判

二十三条第四項、意匠法施行規則第十九條第二項及び商標法施行規則第二十二條第四項において準用する場合を含む。）又は特許法施行規則第二十七條第四項（実用新案法施行規則第二十三條第四項において準用する場合を含む。）の規定により提出すべき特許出願人の権利について持分の定めがあることを証明する書面

十 十三（略）

十四 特許法施行規則第五十條第一項（意匠法施行規則第十九條第六項及び商標法施行規則第二十二條第八項において準用する場合を含む。）の規定により提出すべき証拠物件

十五 十八（略）

2 4（略）

（特定通知等の指定）

第二十三條の四 法第五條第一項の經濟産業省令で定める通知又は命令は、次に掲げる通知又は命令（別表第一の第二欄に掲げる手続に係る同表の第四欄に掲げる通知又は命令を除く。）とする。

一 八（略）

九 十一（略）

十二 特許法第三十七條第一項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）又は特許法第四十四條の二第一項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による審判官又は審判書記官の指定に関する特許法施行規則第四十八條第二項（意匠法施行規則第十九條第六項及び商標法施行規則第二十二條第八項において準用する場合を含む。）に規定する指定又は変更の通知（拒絶査定等に対する審判

に係るものに限る。
 十四、二十六（略）

別表第一（第二条、第三条、第四条、第十条、第二十三条、第二十三条の四、第三十四条の二関係）

一 （略）	（略）	第二十三条の四第三号から第六号まで、第八号、第十号、第十一号、第二十一号及び第二十二号に掲げる通知又は命令（平成十二年一月一日以後に拒絶査定不服審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものを除く。）
二 （略）	（略）	第二十三条の四第三号から第六号まで、第八号、第十号、第十一号及び第二十二号から第二十四号までに掲げる通知又は命令（平成十二年一月一日以後に請求された拒絶査定不服審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものを除く。）
三 （略）	（略）	第二十三条の四第三号から第五号まで、第八号、第十号、第十一号、第二十一号及び第二十二号に掲げる通知又は命令（平成十二年一月一日以後に拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判を請求した

に係るものに限る。
 十三、二十五（略）

別表第一（第二条、第三条、第四条、第十条、第二十三条、第二十三条の四、第三十四条の二関係）

一 （略）	（略）	第二十三条の四第三号から第六号まで、第八号から第十号まで、第二十号及び第二十一号に掲げる通知又は命令（平成十二年一月一日以後に拒絶査定不服審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものを除く。）
二 （略）	（略）	第二十三条の四第三号から第六号まで、第八号から第十号まで及び第十九号から第二十三号までに掲げる通知又は命令（平成十二年一月一日以後に請求された拒絶査定不服審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものを除く。）
三 （略）	（略）	第二十三条の四第三号から第五号まで、第八号、第九号、第十一号、第二十号及び第二十一号に掲げる通知又は命令（平成十二年一月一日以後に拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判を請求した事

六 (略)	五 (略)	四 (略)	
(略)	(略)	(略)	
第二十三條の四第三号から第五号まで、第八号、第十号から第十九号まで、第二十一号及び第二十二号に掲げる通知又は命令	第二十三條の四第三号から第五号まで、第八号、第十号、第十二号から第十九号まで、第二十一号及び第二十二号に掲げる通知又は命令	第二十三條の四第三号から第五号まで、第八号、第十号、第十二号に掲げる通知又は命令（平成十二年一月一日以後に商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）又は同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）の審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものを除く。）	事件が特許庁に係属している場合にするものを除く。）

六 (略)	五 (略)	四 (略)	
(略)	(略)	(略)	
第二十三條の四第三号から第五号まで、第二十号及び第二十一号に掲げる通知又は命令	第二十三條の四第三号から第五号まで、第八号、第九号、第十一号から第十八号まで、第二十号及び第二十一号に掲げる通知又は命令	第二十三條の四第三号から第五号まで、第八号、第九号、第十一号に掲げる通知又は命令（平成十二年一月一日以後に商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）又は同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）の審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものを除く。）	事件が特許庁に係属している場合にするものを除く。）

改正案	現行
<p>（修理済表示） 第十五条 法第五十条第一項の表示（以下「修理済表示」という。）は、次の各号に定めるところにより付するものとする。 一～三 （略） 四 修理済表示には、当該点検又は補修を行った届出製造事業者又は届出修理事業者の名称、登録商標（商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第二条第五項の登録商標をいう。）又は経済産業大臣に届け出た記号（検定検査規則第七条第三項第一号の様式第六により届け出たものに限る。）を表示すること。 五 （略）</p>	<p>（修理済表示） 第十五条 法第五十条第一項の表示（以下「修理済表示」という。）は、次の各号に定めるところにより付するものとする。 一～三 （略） 四 修理済表示には、当該点検又は補修を行った届出製造事業者又は届出修理事業者の名称、登録商標（商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第二条第二項の登録商標をいう。）又は経済産業大臣に届け出た記号（検定検査規則第七条第三項第一号の様式第六により届け出たものに限る。）を表示すること。 五 （略）</p>

特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）（第十条関係）

改 正 案	現 行
<p>（表記等） 第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特定計量器（表記を付することが著しく困難なものとして経済産業大臣が別に定める質量計並びに温度計、密度浮ひよう、ガラス電極式水素イオン濃度検出器、酒精度浮ひよう及び浮ひよう型比重計を除く。）には、その見やすい箇所に、次の事項が表記されていなければならない。</p> <p>一 当該特定計量器の製造事業者名、当該製造事業者の登録商標（商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）<u>第二条第五項</u>の登録商標をいう。）又は様式第六により経済産業大臣に届け出た記号（以下「製造事業者名等」という。）</p> <p>二・三（略）</p> <p>4～6（略）</p>	<p>（表記等） 第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特定計量器（表記を付することが著しく困難なものとして経済産業大臣が別に定める質量計並びに温度計、密度浮ひよう、ガラス電極式水素イオン濃度検出器、酒精度浮ひよう及び浮ひよう型比重計を除く。）には、その見やすい箇所に、次の事項が表記されていなければならない。</p> <p>一 当該特定計量器の製造事業者名、当該製造事業者の登録商標（商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）<u>第二条第二項</u>の登録商標をいう。）又は様式第六により経済産業大臣に届け出た記号（以下「製造事業者名等」という。）</p> <p>二・三（略）</p> <p>4～6（略）</p>

改 正 案

現 行

（納付）
第五条（略）

（納付）
第五条（略）

2（略）

2（略）

3 一の手続に係る現金納付に係る工業所有権の手数料等は、一の納付書により納付しなければならない。ただし、手数料等の補正及び特許出願又は実用新案登録出願に係る請求項の数を増加する補正を手続補正書の提出により同時に行う場合、誤訳の訂正を目的とする補正及び特許出願に係る請求項の数を増加する補正を誤訳訂正書の提出により同時に行う場合、実用新案登録出願及び当該実用新案に係る第一年から第三年までの登録料の納付を実用新案登録願の提出により同時に行う場合、意匠登録出願及び当該意匠登録に係る意匠法第十四条第一項の規定による意匠を秘密にすることの請求（以下この項において「意匠を秘密にすることの請求」という。）を意匠登録願の提出により同時に行う場合、同法第四十二条第一項第一号の規定による第一年の登録料の納付及び意匠を秘密にすることの請求を登録料納付書の提出により同時に行う場合、手数料の補正及び商標登録出願に係る商品及び役務の区分の数を増加する補正を手続補正書の提出により同時に行う場合並びに特許法施行規則第十二条第二項若しくは第三項（実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）第二十三条第一項及び意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）第十九条第一項）において準用する場合を含む。）、商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）第九条第二項若しくは第三項及び特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）第十条の二第一項（実用新案登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十四号）第三条第二項、意匠登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十五号）第六条第二項及び商標登

3 一の手続に係る現金納付に係る工業所有権の手数料等は、一の納付書により納付しなければならない。ただし、手数料等の補正及び特許出願又は実用新案登録出願に係る請求項の数を増加する補正を手続補正書の提出により同時に行う場合、誤訳の訂正を目的とする補正及び特許出願に係る請求項の数を増加する補正を誤訳訂正書の提出により同時に行う場合、実用新案登録出願及び当該実用新案に係る第一年から第三年までの登録料の納付を実用新案登録願の提出により同時に行う場合、意匠登録出願及び当該意匠登録に係る意匠法第十四条第一項の規定による意匠を秘密にすることの請求を意匠登録願の提出により同時に行う場合、手数料の補正及び商標登録出願に係る商品及び役務の区分の数を増加する補正を手続補正書の提出により同時に行う場合並びに特許法施行規則第十二条第二項若しくは第三項（実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）第二十三条第一項及び意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）第十九条第一項において準用する場合を含む。）、商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）第九条第二項若しくは第三項及び特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）第十条の二第一項（実用新案登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十四号）第三条第二項、意匠登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十五号）第六条第二項及び商標登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十六号）第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により二以上の届出を一の書面とする場合には、その手続をする際に納付しなければならない現金納付

録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十六号）第十七
条第二項において準用する場合を含む。）の規定により二以上
の届出を一の書面とする場合には、その手続をする際に納付し
なければならぬ現金納付に係る工業所有権の手数料等を一の
納付書により納付しなければならない。

に係る工業所有権の手数料等を一の納付書により納付しなけれ
ばならない。

弁理士法施行規則（平成十二年通商産業省令第四百十一号）（第十三条関係）

改正案	現行
<p>（特許証等の再交付の請求） 第十四条 令第六条第十号に規定する経済産業省令で定める手続は、特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第六十七条（実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）第二十三条第十三項、意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）第十九条第八項及び商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）第二十二條第九項で準用する場合を含む。）の規定による再交付の請求とする。</p>	<p>（特許証等の再交付の請求） 第十四条 令第六条第十号に規定する経済産業省令で定める手続は、特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第六十七条（実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）第二十三条第十三項、意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）第十九条第七項及び商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）第二十二條第九項で準用する場合を含む。）の規定による再交付の請求とする。</p>